

日進市公用車広告掲載要綱

令和8年2月24日
要綱第6号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日進市有料広告掲載に関する要綱（平成18年日進市要綱第65号）に定めるもののほか、日進市（以下「市」という。）が管理する公用車（以下「公用車」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載希望者の条件)

第2条 公用車に広告の掲載を希望するもの（以下「広告掲載希望者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するとき、又は広告の掲載期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、広告を掲載しないものとする。

- (1) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生の途中でであるもの
- (2) 市の入札参加資格において指名停止措置を受けているもの
- (3) 日進市暴力団排除条例（平成24年日進市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 広告を掲載できる位置は、公用車の側面及び後面とする。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格及び広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、1月単位とし、掲載を始めた月の属する年度の末日を限度として掲載することができる。

(広告の募集方法)

第6条 広告の募集は、市ホームページ等による公募により随時行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、日進市公用車広告掲載申込書（第1号様式）（以下「申込書」という。）に広告案を添えて、市が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第8条 市長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、日進市有料広告

掲載に関する要綱第3条に規定する基準によりその内容を審査し、その内容が適当と認めるものが広告掲載の募集の数を超えたときは、次に掲げる順位により、広告掲載を可とするもの（以下「広告掲載者」という。）を決定する。

- (1) 第1順位 市内に事業所を有するもの又は市内に住所を有するもの
 - (2) 第2順位 公益を目的とする事業その他これらに類する事業を行うもの
 - (3) 第3順位 前2号に掲げるもの以外のもの
- 2 前項の規定により順位を決定しても、なお広告掲載の申込みにおける掲載希望数が広告掲載の募集の数を超えたときは、抽選により広告掲載者を決定する。ただし、市長は、当該決定が特定の広告掲載希望者に偏るときは、広告掲載者を調整することができる。
- 3 広告の掲載枠に空きが生じたときは、前項に規定する抽選で決定されなかった広告掲載希望者を優先する。この場合において、なお広告の掲載枠に空きが生じたときは、随時申込みを受け付け、申込書の受付日の早い広告掲載希望者を優先する。
- 4 市長は、前3項までの規定により決定した結果を、その理由を付して、日進市公用車広告掲載（不掲載）決定通知書（第2号様式）により、広告掲載希望者に通知する。
- 5 前項の規定により、広告掲載を可とする決定を受けた広告掲載者は、日進市公用車広告掲載承諾書（第3号様式）を市長に提出するものとする。

（広告の作成及び提出）

第9条 広告掲載者は、市長が指定する方法により自らの責任及び負担で広告を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

（広告掲載料の納付）

第10条 広告掲載者は、市長が指定する期日までに市の発行する納付書により広告掲載料を一括して納付しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第11条 市長は、広告掲載者が次の各号のいずれかに該当するときは、日進市公用車広告掲載取消通知書（第4号様式）により、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 日進市有料広告掲載に関する要綱第10条第3項の規定による広告原稿の変更に従わないとき。
- (3) その他市長が広告掲載に支障があると認めるとき。

（広告掲載料の還付）

第12条 市長は、広告掲載者の責めに帰することができない事由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告掲載者に還付することができる。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（免責及び原状回復）

第13条 広告の掲載期間中の天災その他の不可抗力による広告の毀損又は破損及び

第三者による広告の毀損、盗難、遺失等については、市長はその責を負わない。

2 広告掲載者は、広告の掲載期間が終了したときは、自らの負担で広告を撤去するとともに広告車両を原状に復するものとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、公用車の広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

別表（第4条関係）

規格	広告掲載料 (1台1月あたり)
車種、掲載位置に適合する大きさと原状に復することが可能なもの	3,000円

※広告掲載料は、消費税及び地方消費税を含む。